

山梨県公報

第千二百七十七号

平成十四年

四月四日

木曜日

目次

生活保護法に基づく介護機関の指定	一八七
生活保護法に基づく指定介護機関の変更	一八八
特定高山植物販売業廃業届の提出	一八八
道路の供用開始	一八八
道路の区域変更(四件)	一八八
都市計画事業の事業計画の変更認可	一八九
字の区域変更	一九〇
市町村営土地改良事業計画の適当決定	一九〇
収納代理金融機関の指定の一部改正	一九〇
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	一九一
公 告	
国土調査の成果の認証	一九一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)	一九一
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	一九三
開発行為に関する工事の完了について	一九四
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	一九四
遊技機の型式の検定	二〇四

告 示

山梨県告示第百四十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。
平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業者の名称	事業者の所在地	指定年月日
有限会社山梨介護サービス	東八代郡一宮町小城七百四十七番地	有限会社山梨介護サービス	東八代郡一宮町小城七百四十七番地	平成十三年十一月二十一日
株式会社ケイ・アール・ジー	東八代郡石和町四日市場二千三十一番地	株式会社ケイ・アール・ジー	東八代郡石和町四日市場二千三十一番地	平成十三年十二月三日
富士吉田市長	富士吉田市上吉田字三枚畠千五百四十二番外	国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田字三枚畠千五百四十二番外	平成十三年五月一日
株式会社日立家電システム東京	世田谷区三軒茶屋二丁目四十八番八号	日立家電システム東京山梨介護サポートセンター	中巨摩郡竜王町玉川千四百四十三番地	平成十三年十二月十日
ユニオン環境サービス株式会社	富士吉田市下吉田二千七百五十四番地の六	ユニオン環境サービス株式会社	富士吉田市下吉田二千七百五十四番地の六	平成十三年四月一日
株式会社ニチイ学館	千代田区神田駿河台二丁目九番地	アイリスケアセンター 竜王	中巨摩郡竜王町篠原千六百五十九番地	平成十三年十二月一日
同	同	アイリスケアセンター 富士吉田	富士吉田市上吉田三枚畠千四百二十七番地	平成十四年一月一日
医療法人千歳会	中巨摩郡甲西町田島千百五番地	介護老人保健施設ケアホーム花菱	中巨摩郡甲西町田島千百五番地	平成十三年八月十七日
有限会社ふじ福祉サービス	都留市小野千二百八十五番地の二	有限会社ふじ福祉サービス	都留市小野千二百八十五番地の二	平成十四年一月二十二日
社会福祉法人ひかりの里	北巨摩郡双葉町宇津谷千百三番地	社会福祉法人ひかりの里	北巨摩郡双葉町宇津谷千百三番地	平成十三年十二月一日
有限会社オアシスエムツ	世田谷区等々力三丁目十四番二号	ケアサービスセンター あおぞら	大月市大月二丁目十二番三十号	平成十四年一月二十三日
有限会社ひだまり	韮崎市旭町上条北割二千七百四十五番地	有限会社ひだまり	韮崎市旭町上条北割二千七百四十五番地	平成十四年二月二十二日

山梨県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関に次のとおり変更があった。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

事業者の名称 有限会社野村メ ディカルケア	主たる事務所の 所在地 変更前 都留市四日市場 八番地の六 変更後 都留市中央三丁 目一番二十五号	事業者の名称 有限会社野村メ ディカルケア	事業所の所在地 変更前 都留市四日市場 八番地の六 変更後 都留市中央三丁 目一番二十五号	変更事項 主たる事務 所の所在地 及び事業所 の所在地
-----------------------------	--	-----------------------------	---	---

山梨県告示第五百十号

山梨県高山植物の保護に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十五号）第十一条第二項の規定による特定高山植物販売業廃業届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

氏名又は名称 鈴木カーデン 代表者 鈴木荘司	住 所 東八代郡御坂町尾山九七八 番地	廃 止 年 月 日 平成十三年十一月二十九日
------------------------------	---------------------------	---------------------------

山梨県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

道路の 種類	路 線 名	区 間	延 （メートル） 長	供用開始の 期日
-----------	-------	-----	------------------	-------------

一般国道 四二一号	甲府市横根町字山崎七番の二地 先から 甲府市横根町字山崎七番の二 地先まで	四・四	平成十四年 四月四日
--------------	--	-----	---------------

山梨県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 （メートル） 長
南巨摩郡身延町大字丸滝字森下二八番の 一地从先から 南巨摩郡身延町大字丸滝字宮の前五二五番 の一二地先まで	旧 七・三丁 一三〇・〇	七・三丁 一三〇・〇	一六〇・五
	新	八・八丁 一一・八	一六〇・五

山梨県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 釜の口塩沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 （メートル） 長
南巨摩郡南部町大字成鳥字通長二二八九番	旧 六・九丁	六・九丁	五一九・八

の一地先から 南巨摩郡南部町大字成島字竹ノ花七三三番 の一地先まで	新	九・二 一 九・三	五 一 九・八
南巨摩郡南部町大字成島字竹ノ花三八七番 の一地先から 南巨摩郡南部町大字南部字御所村二三九番 の一地先まで	旧	七・〇 一 一・二	三 〇 四・三
	新	九・五 一 二・八	三 〇 四・三

山梨県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青木ヶ原河口湖線
- 三 道路の区域

区 間	新	旧	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
南都留郡足和田村大字長浜字一之瀬笠石二 二〇八番の二地先から 南都留郡勝山村字入海三七七五番の一地先 まで	二・〇 二 八・五	八・九 二 三・〇	新	八・九 二 三・〇	五 八 六・七
	二・〇 二 八・五	八・九 二 三・〇	旧	八・九 二 三・〇	五 八 六・七

山梨県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青木ヶ原河口湖線
- 三 道路の区域

区 間	新	旧	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
南都留郡勝山村字下寄ヶ崎三八〇四番の三 地先から 南都留郡勝山村字下寄ヶ崎三八一〇番の一 地先まで	一 二・〇 四 八・〇	七・二 一 三・〇	新	七・二 一 三・〇	九 四 ・四
	一 二・〇 四 八・〇	七・二 一 三・〇	旧	七・二 一 三・〇	九 四 ・四

山梨県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 施行者の名称 山梨市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画下水道事業山梨市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年三月五日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
 - 昭和五十四年山梨県告示第七十七号、昭和五十八年山梨県告示第百四十九号、昭和六十三年山梨県告示第八十九号、平成三年山梨県告示第百三十五号、平成五年山梨県告示第百四十六号、平成七年山梨県告示第百六十二号、平成八年山梨県告示第百八十七号及び平成十二年山梨県告示第百三十一号の事業地に山梨市大字北字シモ田、字西村、字コブイケ及び字サカイの全部並びに大字小原東字大泉庵、字立石、字白山、字西久保及び字東反保、大字小原西字立石及び字原堰、大字七日市場字大越及び字稻荷窪道下、大字下井尻字狐塚、字天神原、字中沢大堰下、字相

畑及び飛沢、大字上之割字薬師前及び天神前、大字北字土畑、字下町、字馬場町、字仲町、字清水平、字日影、字テウノコシ、字神楽田及び字下久保田、大字南字村ノ内、字赤川及び後田、大字万力字神ノ木、字本組、字大ノ田、字唐土、字足原田、字滝の前及び大代、大字下石森字宮ノ前、大字上石森字宮ノ前及び塚越、大字一町田中字水上及び字鍋田、大字歌田字金桜、字十日田、字樋口、字並木、字松畑及び金山、大字下栗原字下川原北割、字前田、字一休ノ門、字御岳堂、字下川原南割、字裏川原、字仲田、字裏町、字下町、字上町及び字団子塚の各一部を加え、大字南字村ノ内、大字一町田中字水上及び鍋田、大字歌田字金桜、字十日田、字樋口木及び金山、大字下栗原字下川原北割、字前田及び字一休ノ門地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	大字江草字狐尾三三三五の三、三三三五の四、三三三五の七、三三三六の二、三三三六の三、三三三八の一、三三五一の二、三三五一の五、三三五一の八、三三五四の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部
変更後の字の区域	大字江草字儀生

山梨県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、八田村長から協議のあった土地改良事業（上高砂地区基盤整備促進事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十四年四月四日

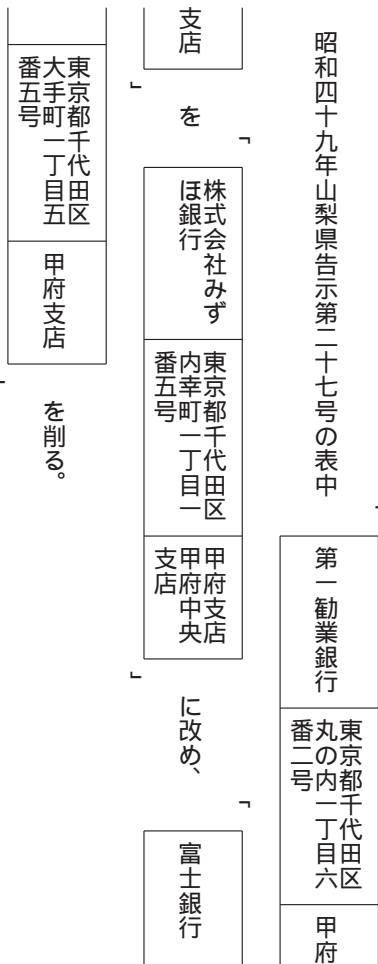
山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年四月五日から平成十四年五月七日まで
- 三 縦覧場所
八田村役場
- 四 異議申出期間
平成十四年五月八日から平成十四年五月二十二日まで

山梨県告示第百五十九号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。
平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建



山梨県告示第六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、
軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県総合県税事務所長 坂本公仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
山梨鋳油株式会社	山梨県中巨摩郡竜王町名取七六二番	平成十四年二月二十八日

公 告

国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天野建

一 調査を行った者の名称

甲府市、鵜沢町及び中富町

二 調査を行った時期

甲府市 平成十二年六月三十日から平成十四年二月十四日まで

鵜沢町 平成八年八月一日から平成十一年三月一日まで

中富町 平成九年十月二十二日から平成十一年三月三十一日まで

平成十年十月二十七日から平成十二年六月七日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲府市下飯田一・二・三丁目の全域及び四丁目の一部地区

鵜沢町字大法師の全域

中富町大字西島の一部地区

五 認証年月日

平成十四年三月二十日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天野建

一 処分をした年月日 平成十三年十二月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社丸昇建設

2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留六百二十一番地

3 代表者の氏名 加藤和哉

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第四三三三三号

四 処分の内容 土木工業業、とび・土工工業業、石工業業、ほ装工業業及び水道施設

工業業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天野建

一 処分をした年月日 平成十四年三月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社甲西建設

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡甲西町江原百八十三番地一

3 代表者の氏名 杉本泰朗

三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第六五三七号

四 処分の内容 土木工業業及びとび・土工工業業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十四年二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 市川リース株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡上野原町鶴川千四百九番地
 - 3 代表者の氏名 市川公三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一）第五〇六〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社金子製作所
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡双葉町宇津谷八百十八番地
 - 3 代表者の氏名 金子榮
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三四九二号
 - 四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

一 処分をした年月日 平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社中村建設
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町万才三百番地
 - 3 代表者の氏名 中村己喜雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 九）第六四八号
 - 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 奥秋建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市大幡千九百六番地
 - 3 代表者の氏名 奥秋幸治
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 九）第七一一号
 - 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 遠藤工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市飯田五丁目十八番十号
 - 3 代表者の氏名 遠藤和希

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三二八五号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 奥村冷凍機
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡大泉村西井出二千四百六十番地二
 - 3 代表者の氏名 奥村盛雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第五〇一五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 川上土木株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市旭一丁目四番十四号
 - 3 代表者の氏名 川上 護
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二七〇〇号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 熱見電工
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡長坂町長坂上条二千二百五十五番地十九
 - 3 代表者の氏名 中山進
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第七五六四号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年三月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ハウスバンク
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新西原二丁目二十一番五号
 - 3 代表者の氏名 鈴木啓修
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七三〇一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 組合の名称
甲西町増穂町長沢土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
南巨摩郡増穂町長沢二千五十七番地
- 三 設立認可の年月日
平成四年八月六日
- 四 変更後の事業施行期間
平成四年度から平成十五年度まで
- 五 変更認可の年月日
平成十四年三月二十二日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十四年四月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町富竹新田字西耕地一八七の一、一八七の二及び一九二の二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市内一丁目二十番八号 株式会社 山梨中央銀行 代表取締役頭取 小野 堅太郎

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年四月四日

山梨県公安委員会

別表第一中

委員長 古 屋 忠 彦

一三八	中巨摩郡若草町下今井三〇五番地の一先（県道甲府櫛形線と町道櫛形若草線との丁字路交差点）	下今井西	平成十三年一月八日 告示第四七号
-----	---	------	---------------------

一三八	中巨摩郡若草町下今井三〇五番地の一先（県道甲府櫛形線と町道櫛形若草線との丁字路交差点）	下今井西	平成十三年一月八日 告示第四七号
-----	---	------	---------------------

一三九	中巨摩郡白根町在家塚五二〇番地先（県道今諏訪北村線同士の丁字路交差点）	白根インター 入口	平成十四年四月四日 告示第一八号
-----	-------------------------------------	--------------	---------------------

一四〇	中巨摩郡櫛形町山寺九三六番地の一先（県道県民の森公園線と町道櫛形五号線と町道櫛形三一号線とが交わる十字路交差点）	山寺南	平成十四年四月四日 告示第一八号
-----	--	-----	---------------------

一三九	東八代郡一宮町金田一、一四七番地の一先（町道末木坪井線と町道金田塩田線と町道金田北都塚線との十字路交差点）	金田駐在所前	平成十三年二月二七日 告示第五五号
-----	---	--------	----------------------

一三九	東八代郡一宮町金田一、一四七番地の一先（町道末木坪井線と町道金田塩田線と町道金田北都塚線との十字路交差点）	金田駐在所前	平成十三年二月二七日 告示第五五号
-----	---	--------	----------------------

一四〇	東八代郡石和町松本一、一七八番地先（県道石和温泉停車場線と町道一四号線とが交わる十字路交差点）	石和温泉駅前	平成十四年四月四日 告示第一八号
-----	---	--------	---------------------

七四	山梨市後屋敷五六四番地の一先（市道青梅支線と市道東後屋敷線との丁字路交差点）	東後屋敷	平成十三年一月八日 告示第四七号
----	--	------	---------------------

九九	九九	九九	六三	六一	六一	七五	七四
町道 教線文	町道	町道	町道	町道	町道	町道	町道
北都留郡上野原町上野 原三、一五八番地先 大久保隆雄方西側)か	北都留郡上野原町上野 原一、五五九番地先 先(大久保方)から北 都留郡上野原町上野 三、留郡上野原町上野 立病院)を経て北都留 郡上野原町上野原一、 五九番地の五先(明 誠高九番地の五先(明 四〇〇メートル)	北都留郡上野原町上野 池の南東 から南西 を経て北 西へ北東 北東を南 終へ南西	塩山市上井尻六〇七番地先(市 塩山市上井尻二七番地先(市 二道八号線との十字路交差点) 三先(県道塩山沼線と市道下 於曾一七号線と塩山駅前広場周 回道路との十字路交差点)	清水寺西 塩山駅前	清水寺西	上石森南	東後屋敷
軽車 を除く	車両	車両	車両	車両	車両	車両	車両
西進し池 の南西を	車両進行	車両進行	車両進行	車両進行	車両進行	車両進行	車両進行
上野	上野	上野	上野	上野	上野	上野	上野
平成十四年四 月四日 告示第一八号	一九・四・一 一六号	一九・四・一 一六号	平成十四年四月四日 告示第一八号	平成十三年二月七日 告示第五五号	平成十三年二月七日 告示第五五号	平成十四年四月四日 告示第一八号	平成十三年一月八日 告示第四七号

に改める。
別表第四中

四三二	四三四	四五三	四五三	四五三	四五三
国道五	池土町 線見ヶ富	池土町 線見ヶ富	線坂 高根	線坂 高根	線坂 高根
南巨摩郡富沢町福土 二四、五五番地 林先(中)華料理珍竹	北都留郡上野原町上野 先(三)都留郡上野原町上野 野原(一)野原町上野原一、 三番地の北東を南西 院(一)車場の北西メートル)	北都留郡上野原町上野 先(三)都留郡上野原町上野 野原(一)野原町上野原一、 三番地の北東を南西 院(一)車場の北西メートル)	北巨摩郡長坂町上 条二、〇四番地先 清光寺、巨摩郡長坂町側 大八、六、八番地側 先(東京六、八、音波(株)長 坂工場)東側)まで(五	北巨摩郡長坂町上 条二、〇四番地先 清光寺、巨摩郡長坂町側 大八、六、八番地側 先(東京六、八、音波(株)長 坂工場)東側)まで(五	北都留郡上野原町上 野原三、〇番地先 (楽水会館東側)まで (二〇〇メートル)
軽車 を除く	車両	車両	車両	車両	車両
終日	車両進行	車両進行	車両進行	車両進行	終日
南部	上野	上野	長坂	長坂	長坂
平成十三年二 月二十七日 告示第五五号	平成十四年四 月四日 告示第一八号	平成十四年四 月四日 告示第一八号	平成十三年一 月二十七日 告示第五五号	平成十三年一 月二十七日 告示第五五号	平成十三年一 月二十七日 告示第五五号

に改める。
別表第六中

四三三	国道五二号	南巨摩郡富沢町福土二四、五五九番地の二(中華料理珍竹林南側)	南進する大型自動車	終日	南部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四三三	町道文教線	北都留郡上野原町上野原三〇〇番地(トネル南詰交差点北側)	南進する車両	終日	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号

に改める。
別表第十中

一、一一三	市道	山梨市上石森九七七番地の一(平塚半兵衛方前)	交差点	一先	日下	四九・四・一一六号
-------	----	------------------------	-----	----	----	-----------

一、一一三	市道青梅支線	山梨市上石森九七五番地の一(上石森南交差点)	一先	一	日下	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	--------	------------------------	----	---	----	---------------------

二、一一三	県道石和停車場線	東八代郡石和町松本一、一七八番地(ひつが百貨店)東側	一	一	石和	五二・二二・一四四号
-------	----------	----------------------------	---	---	----	------------

二、一一三	県道石和温泉停車場線	東八代郡石和町松本一、一七八番地(石和温泉駅南交差点)	四	四	石和	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	------------	-----------------------------	---	---	----	---------------------

三、七七三	県道勝沼塩山線	塩山市上於首一、八五四番地先(塩山駅前交差点)	三	三	塩山	四四・三・五七号
-------	---------	-------------------------	---	---	----	----------

三、七七三	県道勝沼塩山線	塩山市上於首一、八五四番地の三先(塩山駅前交差点)	三	三	塩山	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	---------	---------------------------	---	---	----	---------------------

四、八五〇	県道上野原線	北都留郡上野原町鶴川一、四〇九番地先(市川リース前)	一	一	上野原	平成一四年一月三一日 告示第四号
-------	--------	----------------------------	---	---	-----	---------------------

四、八五一	市道赤塚線	甲府市富士見二丁目四番三号先(長田喜彦方南側交差点)	一	一	甲府	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	-------	----------------------------	---	---	----	---------------------

四、八五二	町道三四号線	中巨摩郡昭和町河西八番地の一先(常永小学校北西角交差点)	二	二	南甲	平成一四年四月一八日 告示第一八号
-------	--------	------------------------------	---	---	----	----------------------

四、八五三	町道三四号線	中巨摩郡昭和町上河東六〇番地先(常永小学校北東角交差点)	二	二	南甲	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	--------	------------------------------	---	---	----	---------------------

四、八五四	農道一五号線	中巨摩郡昭和町河西一五番地先(常永小学校東側正門前)	一	一	南甲	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	--------	----------------------------	---	---	----	---------------------

四、八五五	町道四七号線	中巨摩郡昭和町河西二四五番地先(常永小学校南西角交差点)	二	二	南甲	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	--------	------------------------------	---	---	----	---------------------

四、八五六	町道三九号線	中巨摩郡昭和町河西二七五番地先(大久保俊秀方北西角交差点)	一	一	南甲	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	--------	-------------------------------	---	---	----	---------------------

四、八五七	県道今北諏訪村線	中巨摩郡白根町在家塚五二〇番地先(白根インター入口交差点)	三	三	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	----------	-------------------------------	---	---	-----	---------------------

四、八五八	県道森公園線	中巨摩郡櫛形町山寺九三六番地の一先(山寺南交差点)	四	四	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
-------	--------	---------------------------	---	---	-----	---------------------

に改める。

別表第十四中

四、八五九	町道	中巨摩郡檜形町山寺四六四番地先(土屋征行方南側交差点)	三	小笠原	平成十四年四月四日	告示第一八号
四、八六〇	町道	中巨摩郡檜形町小笠原八八五番地先(大神山橋南詰交差点)	三	小笠原	平成十四年四月四日	告示第一八号
四、八六一	町道 檜形町道六号線	中巨摩郡檜形町小笠原五九〇番地の一五先(甲斐ゼミナール南側)	一	小笠原	平成十四年四月四日	告示第一八号
四、八六二	県道 嶽崎昇仙線	斐崎市藤井町南下条一七一番地の一先(オギノ斐崎店南側出入口前交差点)	一	斐崎	平成十四年四月四日	告示第一八号
四、八六三	町道 ク池鳥三六号線	北巨摩郡双葉町竜地三、二六三番地の二先(オギノ双葉店北西側交差点)	一	斐崎	平成十四年四月四日	告示第一八号
四、八六四	町道 ク池鳥三六号線	北巨摩郡双葉町竜地三、二八七番地の二先(オギノ双葉店東側歩行者用通路前)	一	斐崎	平成十四年四月四日	告示第一八号
四、八六五	町道 ク池鳥三六号線	北巨摩郡双葉町竜地三、二九五番地の二先(オギノ双葉店南西側交差点)	一	斐崎	平成十四年四月四日	告示第一八号
四、八六六	町道 ク池鳥三六号線	北巨摩郡上野原町八ツ沢二、五二五番地先(帝京科学大学北東側歩行者用通路前)	一	上野原	平成十四年四月四日	告示第一八号

を

一、一四九	県道 山梨の蔵線	山梨市上神内川一丁目三番地先(岩沢清晴方前)	日下部	二四九・七・四二九号	平成十四年四月四日	告示第一八号
-------	-------------	------------------------	-----	------------	-----------	--------

を

一、一四九	削除	日下部	平成十四年四月四日
-------	----	-----	-----------

に改める。

別表第十六中

五〇・五	県道 諏訪北今村線	中巨摩郡白根町先(白根インターから入る巨摩郡白根町の二五番地(中根横断自動車の料金所南側)まで)	八〇	小笠原	平成十四年四月四日	告示第一八号
------	--------------	--	----	-----	-----------	--------

を

八七七	市道	山梨市上石森九七七番地の二先(平塚半兵衛方南側)	日下部	四九・四・一一六号	平成十四年四月四日	告示第一八号
-----	----	--------------------------	-----	-----------	-----------	--------

を

八七八	削除	日下部	平成十四年四月四日	告示第一八号
-----	----	-----	-----------	--------

を

一、一四九	削除	日下部	平成十四年四月四日
-------	----	-----	-----------

を

一、一四九	削除	日下部	平成十四年四月四日
-------	----	-----	-----------

八、二二三	削除		塩山	平成十四年四月四日 告示第一八号
八、二二三	削除		塩山	平成十四年四月四日 告示第一八号
八、二二三	市道	塩山市上於曾一、八六一番地の四先（駅前広場出口）	塩山	平成十四年四月七号
八、二二三	市道	塩山市上於曾一、八五四番地先（中華「きらく」東側）	塩山	平成十四年四月七号
二、二六二	削除		甲府	平成十四年四月四日 告示第一八号
二、二六二	市道	甲府市相生一丁目九番八号先（深沢泰平方西側）	甲府	平成十四年四月三十一日 告示第一八号
二、〇〇三	削除		石和	平成十四年四月四日 告示第一八号
二、〇〇三	町五号線	東八代郡石和町松本一、一七七番地先（須田青果店南側）	石和	平成十四年四月三十一日 告示第一八号
				告示第一八号

一〇、三七七	町道四号線	中巨摩郡昭和町河西二四五番地先（常永小学校南西角交差点南側・北進車両）	南甲府	平成十四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七六	町道四号線	中巨摩郡昭和町河西一五番地先（常永小学校南西角交差点北側・南進車両）	南甲府	平成十四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七五	農道一五号線	中巨摩郡昭和町河西一五番地先（常永小学校北東角交差点南側・北進車両）	南甲府	平成十四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七四	農道一五号線	中巨摩郡昭和町北東角交差点北側・南進車両）	南甲府	平成十四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七三	町道四号線	中巨摩郡昭和町河西二〇七番地先（常永小学校北西角交差点南側・北進車両）	南甲府	平成十四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七二	町道四号線	中巨摩郡昭和町河西八番地の一側先（常永小学校北西角交差点北側・南進車両）	南甲府	平成十四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七一	町道	北都留郡上野原町上野原一、五八九番地先（細田仁之方北側十字路交差点・西進車両）	上野原	平成十四年一月三十一日 告示第四号
九、五四二	削除		小笠原	平成十四年四月四日 告示第一八号
九、五四二	町道五号線	中巨摩郡檜形町山寺八八番地の一先（山内勲方東側・北進車両）	小笠原	平成十四年四月七日 告示第四〇号

一〇、三九〇	町道 ケ池鳥 六号線	北巨摩郡双葉町竜地三、二六三番地(才ギノ双葉店北西側交差点東側・東進車両)	葦崎	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八九	町道	中巨摩郡檜形町小笠原五九〇番地(一五先(甲斐ゼミナル南側・東進車両))	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八八	町道	中巨摩郡檜形町小笠原五九〇番地(一五先(あやめ橋南詰交差点東側・西進車両))	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八七	町道	中巨摩郡檜形町小笠原五九〇番地(一五先(あやめ橋南詰交差点西側・東進車両))	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八六	町道	中巨摩郡檜形町小笠原八八五番地先(あやめ橋北詰・北進車両)	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八五	町道 形三 号線	中巨摩郡檜形町小笠原八八五番地先(大神山橋南詰交差点南側・北進車両)	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八四	町道	中巨摩郡檜形町小笠原八八四番地先(斉藤譲方西側・北進車両)	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八三	町道 形一 号線	中巨摩郡檜形町山寺四六四番地先(土屋征行方南側・西進車両)	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八二	町道	中巨摩郡檜形町山寺六五〇番地先(小野洋方北側・西進車両)	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八一	町道	中巨摩郡檜形町山寺四四六番地(一先(出道仁範方北側・東進車両))	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三八〇	町道 七号 線	中巨摩郡昭和町河西二七五番地先(大久保俊秀方北西方交差点北側・南進車両)	南甲府	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七九	農道 七号 線	中巨摩郡昭和町南東角交差点南側(常永小学校南東角交差点北側・北進車両)	南甲府	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三七八	農道 一 号線	中巨摩郡昭和町上河東七六番地先(常永小学校南東角交差点北側・南進車両)	南甲府	平成一四年四月四日 告示第一八号

に改める。

別表第十八中

一〇、三九一	町道 ケ池鳥 六号線	北巨摩郡双葉町竜地三、二九五番地(一先(才ギノ双葉店南西側交差点北側・南進車両))	葦崎	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三九二	町道 坪談 合線	北都留郡上野原町大野五、二八(一番地先(矢坪橋東詰交差点・東進車両))	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三九三	町道 野道 五号 線	北都留郡上野原町大野五、三一(六番地先(水野義徳方南側・西進車両))	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三九四	町道 丸奈 須線	北都留郡上野原町上野原三、三(四一番地先(保福寺別館南側・北進車両))	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三九五	町道 教線 文	北都留郡上野原町上野原三、二(一〇番地先(楽水会館東側・北進車両))	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号
一〇、三九六	町道 池見 ケ線	北都留郡上野原町上野原三、一(六三番地先(町立病院駐車場北西角・西進車両))	上野原	平成一四年四月四日 告示第一八号

を

七二	梨山 道環 若状	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一五六番 地先(若草ランプ 交差点)から中巨 摩郡若草町鏡中 条(一八〇番地先 (Bランプウェイ との合流部)まで	小笠原	平成一三年一 二月二七日 告示第五五号
七二	梨山 道環 若状	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一五六番 地先(若草ランプ 交差点)から中巨 摩郡若草町鏡中 条(一八〇番地先 (Bランプウェイ との合流部)まで	小笠原	平成一三年一 二月二七日 告示第五五号

七三	県道今北	中巨摩郡白根町在	八〇	車両	終日	原小笠	平成十四年四月四日
付道）	白根線（	家塚五二番地先				告示第一八号	
の料車先巨口家	の両金道へ五五番地	の両側所南側）まで					

に改める。

別表第十九中

一五六	市道東敷	山梨市東屋敷八〇番地の先	塩山下部	平成十三年二月二七日	告示第五五号
市道東敷	小後屋敷	東屋敷五〇番地の先			
市道東敷	後屋敷	尾交差五〇番地の先			
市道東敷	二後屋敷	勝交差二〇番地の先			
市道東敷	塩市後線	三交差五〇番地の先			

を

一五七	市道東敷	山梨市東屋敷八〇番地の先	塩山下部	平成十三年二月二七日	告示第五五号
市道東敷	小後屋敷	東屋敷五〇番地の先			
市道東敷	後屋敷	尾交差五〇番地の先			
市道東敷	二後屋敷	勝交差二〇番地の先			
市道東敷	塩市後線	三交差五〇番地の先			

に改める。

別表第二十三中

一五八	町道三三	中巨摩郡玉穂町若宮五〇番地の先	南甲府	平成十四年四月四日	告示第一八号
町道三三	和町昭	先摩郡南東中島七〇番地の先			
町道三三	線玉穂	中巨摩郡南東中島七〇番地の先			
町道三三	線玉穂	先摩郡南東中島七〇番地の先			

同間の上の区
路及路標の
路及路標の
で標識示す
たで標識示す
に標識示す
に標識示す
の分向進示に
る。に別行しよ

二三	国道	中巨摩郡玉穂町若宮五〇番地の先	南甲府	平成十三年二月二七日	告示第五五号
二〇	国道	先摩郡南東中島七〇番地の先			
三	国道	中巨摩郡南東中島七〇番地の先			
三	国道	先摩郡南東中島七〇番地の先			

ト〇り点道 ト五り点原 ヽ | 三下点橋 ト五線へ交 ト〇線へ交 ト五り及 | 五上差入ツス ト五線へ交 ルメ各
 ルメ線へ交都ルメ線へ交上 ト五線へ交西ルメ各上差蓬ルメ各上差増ルメ線びト〇り点口公ボ小ルメ各上差上 | 五
) | 五下差計) | 三上差阿 ルメ各上差高) | 三下点沢) | 五下点坪) | 三下ルメ線へ交園 | 瀨) | 三下点町 ト〇

か点道 ルメ各上差橋 ルメ各上差市 ヽ | 五下ルメ線へ交市 ヽ | 三下ルメ線へ交 ト五線へ交 ヽ | 五下点二
 ら東交都) | 三下点西石) | 三下点場四 ト〇り及 | 三上差場四 ト〇り及 | 四上差広ルメ各上差向 ト〇線へ交向
 上側差計 ト〇線へ交和 ト五線へ交日 ルメ線びト五り点西日 ルメ線びト〇り点瀨) | 三下点町 ルメ各上差町

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番